

## 平成27年度 定期監査報告 (第7号)

1. 監査の対象 花咲小学校 成央小学校 光洋中学校  
啓雲中学校
2. 監査の期間 自 平成28年 2月17日  
至 平成28年 2月17日
3. 監査の場所 各小中学校へ出向
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明  
根室市監査委員 波 多 雄 志  
※波多雄志監査委員は、各小中学校での実地  
監査は未執行である。
5. 監査の範囲

上記各小中学校に係る平成26年度における財務に関する事務の執行について、次の事項を重点として監査したものである。

- (1) 予算の執行状況について
- ① 予算経理関係の適否
  - ② 物品購入手続きの適否
- (2) 物品等の管理状況について
- ① 備品管理の適否
  - ② 理科薬品の保管状況と台帳整備の適否
- (3) 就学援助及び特別支援教育奨励費の受払いの状況について
- ① 学用品、体育実技用具、通学・給食・修学旅行費関係の適否
- (4) スポーツ振興センターに関する事務処理について

(5) 施設の管理状況について

- ① 施設の維持管理の適否
- ② 防災、盗難、警備施設の適否

(6) その他について

## 6. 監査の結果及び意見

各小中学校から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、学校長並びに関係職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般として適正に執行されていると認められた。

なお、監査結果は、その都度、学校長及び関係職員に講評し、事務処理上軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要の主なものは次のとおりである。

### ● 花咲小学校

- ・ 特記事項なし

### ● 成央小学校

- ・ 特記事項なし

### ● 光洋中学校

## 1. 物品等の管理状況

### 【指摘事項】

- (1) 物品主管課長（教育総務課長）は、物品（備品）の管理の総括的業務を行うこととなっているが、物品会計規則第26条第2項の規定に基づく平成26年度末における備品一覧表及び備品管理総括表の物品管理者（学校長）への交付を平成28年1月に行っているため、速やかに交付すべきである。

（市教委 教育総務課総務担当に対する指摘）

● 啓雲中学校

1. 物品等の管理状況

【指摘事項】

- (1) 物品主管課長（教育総務課長）は、物品（備品）の管理の総括的業務を行うこととなっているが、物品会計規則第26条第2項の規定に基づく平成26年度末における備品一覧表及び備品管理総括表の物品管理者（学校長）への交付を平成28年1月に行っているため、速やかに交付すべきである。

（市教委 教育総務課総務担当に対する指摘）